

2011年11月14日

2012年度（平成24年度）の障害福祉サービス報酬改定についての意見

日本障害フォーラム（JDF）

代表 小川 榮一

標題について、次の通り意見を申し述べます。

1 報酬改定にあたっては、「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」の「I－10 報酬と人材確保」の視点と内容を踏まえるべきであり、当座の見直し作業と合わせて、少なくとも以下の3点の見直しに着手することが不可欠である。なお、この間の障害分野における人材離れは目に余るものがあるが（新卒者の志望者減、定着率の低下等）、このことは報酬制度の水準と無関係ではない。くり返しになるが、当座の改訂・修復のみならず、根本的な課題・問題点の検討に入ることの必要性を強調しておく。

（1）報酬の支払い方式の見直し

- ・事業運営報酬については原則月払い方式とすること
- ・利用者の個別給付報酬については原則日払い方式とすること

（2）人員基準の見直し

- ・従事者の常勤換算方式を廃止の方向で検討すること

（3）報酬体系と水準の見直し

- ・基本報酬だけで安定した事業運営（人件費・固定経費・一般管理費）ができる報酬体系と水準とすること

2 障害者総合福祉法が制定されるまでの間は、前項の見直しを基本としつつ、当座、事業運営の安定を確保していく観点から、報酬全体に関わって以下の点の改善を図るべきである。

（1）報酬額総体の抜本的引き上げ

- ・旧法施設水準とすること

（2）福祉・介護人材の処遇改善事業の継続と改善

- ・補助相当部分を報酬本体に含め、すべての従事者を対象とすること

（3）障害者自立支援対策臨時特例交付金による特別対策事業の継続

- ・基金を積み増しして、事業運営安定化事業や通所サービス等利用促進事業などを継続すること

（4）2011年度末（平成23年度末）までの経過措置の継続

- ・食事提供体制加算などを継続すること

（5）訪問系サービスの国庫負担基準の見直し

- ・報酬改定に伴う訪問系サービスの国庫負担基準の見直しについては、大幅に改善すること

（6）医療的ケアに対する報酬加算の創設

- ・医療的ケアが法制化されたことを踏まえて、それを必要とする重度障害者がきちんとサービスを受けられるように、医療的ケアに対する報酬加算を創設すること

日本障害フォーラム（JDF）

日本身体障害者団体連合会

日本盲人会連合

全日本ろうあ連盟

日本障害者協議会

DPI 日本会議

全日本手をつなぐ育成会

全国脊髄損傷者連合会

全国精神保健福祉会連合会

全国社会福祉協議会

日本障害者リハビリテーション協会

全国「精神病」者集団

全国盲ろう者協会

全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

JDF 事務局

東京都新宿区戸山 1-22-1

TEL: 03-5292-7628 FAX: 03-5273-1523 E-mail: jdf_info@dinf.ne.jp